

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 政府、震災口実に公務員給与削減を強行する姿勢

5月23日、東日本大震災の復興財源を確保するためとして、政府と連合系の「公務員労働組合連絡会」（「連絡会」）は、国家公務員給与の削減幅について合意した。課長級以上10%、課長補佐・係長を8%、一般係員を5%それぞれ削減、ボーナスは一律10%。給与法の改正後に適用し、2013年度末まで実施という内容である。全労連系の「日本国家公務員労働組合連合会」（「国公労連」）は、削減案に反対している。（茨城県高等学校教職員組合は、全労連の構成団体）

政府は労働基本権を「拡大」する国家公務員制度改革関連法案とともに、給与法改正案を6月3日、国会に提出した。この給与法改正案が成立すれば、初めての人事院勧告を経ない給与削減となる。

地方公務員の給与については、5月24日、片山総務大臣が閣議後記者会見でつぎのように述べた。〔要旨〕

地方公務員の給与は、生計費、他の自治体の公務員の給与の水準、民間給与の水準、国家公務員の給与の水準を勘案して決めることになっているから、それぞれの自治体で労使で話し合いのうえ、議会で議論し条例で決めることになっている。

国が一律にダイレクトに言うものではなく、財政で縛って地方公務員給与削減を押しつけることはしない。

ところが、財務省は、自治体への地方交付税を削減して職員の給与を強制的に引き下げる手法を検討している。地方交付税は教員の給与の半額を含んでいるため、もし給与分の地方交付税が10%削減されれば、教員の給与の5%分の財源が不足することとなる。

公務員の給与については正規雇用だけの平均をとり、それと非正規雇用を含めた民間の労働者の平均を比較する。このからくりで、公務員給与が民間に比べ異常に高額になっているかのように見せかける宣伝がされている。しかし、以前から指摘しているとおり、公務員給与削減が契機となって、民間にも減給の波が押し寄せる「給与カットの連鎖」が起きる。

製造業は、震災による部品不足や夏の節電目標設定などにより工場の操業率が低下し、今期業績の大幅悪化が予測されている。大手から中小、零細企業まで広範囲に人件費削減が行なわれることを警戒しなければならない。新規採用も抑えられ、失

業率も増加する。

震災復興を口実とする公務員給与削減は結局のところ、民間労働者の賃金削減と景気悪化の原因となる可能性が高く、容認できない。■

## 法律違反の許容量 20mSv を宣伝する汚染地域自治体

### 測定しない・測定させない・防護対策をとらない——国と地方自治体の“三ない運動”

#### 20mSv 許容にあいつぐ批判

文部科学省が、4月19日に福島県と福島県教育委員会等に対して幼児・児童・生徒の放射線被曝限度を一挙に20mSv/年（3.8  $\mu$ Sv/時間）に引き上げる旨通達したことをめぐっては、原子力安全委員会の委員代谷誠治が異議を表明（4月13日）したほか、内閣官房参与小佐古敏荘が抗議辞任（4月29日）

するなど、政府内部からも批判が噴出した（本紙第1031・1032号）。

法曹や医師も批判的である。4月22日、日本弁護士連合会（会長宇都宮健児）が、通達の撤回と、「汚染された土壌の除去、除染、客土などを早期に行うこと、あるいは速やかに基準値以下の地域の学校における教育を受けられるようにすること」などの対策を求める声明を発した（www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/110422\_2.html）。5月12日、日本医師会（会長原中勝征）が、通達には根拠がないことを指摘し、とりわけ「幼稚園・保育園の園庭、学校の校庭、公園等の表面の土を入れ替えるなど環境の改善方法について」福島県まかせにしたことは不適当であり、「国として責任をもって対応することが必要である」との見解を表明した（http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20110512\_31.pdf）。避難区域の福島県浪江町出身の原中勝征は単身で現地視察後、「二度と私の生まれた故郷は再興されることはないと思いました〔……〕私は自分の故郷を失ってしまいました」と語っている（www.med.or.jp/nichinews/n230520d.html）。

海外からも厳しい批判が寄せられた。「社会的責任のための医師団 Physicians for Social Responsibility」は4月29日、声明を発表した（www.psr.org/assets/pdfs/psr-statement-on-fukushima-children.pdf）。

自然放射線を含め、いかなる被曝もがんの危険性の増大をもたらします。とりわけ、放射線に被曝するすべてのひとびとが同じように影響を受けるものではありません。子どもたちは、おとなよりも放射線被曝の影響

をずっと受けやすく、胎児はさらに傷つけられやすいのです。子どもたちの被曝許容量を20mSvに増大させるのは論外です。20mSvはおとなの発がんの危険を500人に1人増加させますが、子どもに対する同じ放射線被曝は200人に1人増加させるのです。もしかれらが2年間被曝すれば、危険は100人に1人となります。この被曝線量を子どもたちにとって「安全」なものともみずことは、到底できません。〔抄訳〕

批判的論調が、根拠のない「安全・安心」宣伝を圧倒しつつある。3月11日以来はじめて、国内の世論動向に転換の兆しが現れた。ここで、文科省は姑息な策を弄した。5月27日、「当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す」と発表した（www.mext.go.jp/a\_menu/saigaijohou/syousai/1306590.htm）。世論に押されて、方針転換したように装ってはいるが、表土撤去を拒み、「上下置換法」など問題を残す手法を推進する方向である。しかも年間20mSv（3.8  $\mu$ Sv/h）通達は撤回していない。問題は解決していない。

#### 現行法に違反し ICRP 勧告と矛盾

日本国においては、一般公衆の放射線被曝の限度は、以下の法令等により年間1mSvと定められている。  
○「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日法律第166号）  
○「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）  
○「電離放射線障害防止規則」（昭和47年9月30日労働省令第41号）

【2面につづく】



3月15日、福島第一原発周辺住民に対する放射性物質付着検査（共同／ロイター）

一般公衆の年間被曝限度を 1mSv から 20mSv に引き上げる通達 は、これらの法に反する。通達は内容上違法であり、したがって無効である。また、通達はあたかも ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告や声明に準拠しているかのごとく言っているが、実際には ICRP の基本的立場を蹂躪している（本紙第 1032 号）。

この点についてさらに具体的に検討する。原子力安全委員会の 5 人の委員のうち 4 人は原子炉の「専門家」であり、医師は 1 人だけである。その久住静代が、「100mSv 安全論」を主張している。原子力安全委員会 は、4 月 9 日に学校での放射線量に関して文部科学省から内々に打診を受けて一部の委員と事務局で打ち合わせ、19 日に「正式」の諮問を受けると、委員会の会議を開催しないまま原子力安全委員会としての「助言」をおこなった。それをうけて文科省から福島県等への通達がおこなわれた。その翌日の 4 月 20 日、別の議題を取り扱った原子力安全委員会の正式の会議において、久住はつぎのように述べた（[www.nsc.go.jp/anzen/soki/soki2011/genan\\_so22.pdf](http://www.nsc.go.jp/anzen/soki/soki2011/genan_so22.pdf), 6 頁）。

あくまで 1 年間に 100mSv までは確定的影響という被ばくをしたときに、短期間に現れる身体影響も、長期的に起こってくる晩発的影響、確率的影响も起こらないことをはっきり皆様に理解していただきたいと思います。特に今回は、急性被ばく、一度の被ばくではなく、継続している慢性被ばくですから、影響はより少ないというふうに考えられます。

「はっきり皆様に理解していただきたい」とは、ずいぶん偉そうな口ぶりである。原子炉工学専攻の委員代谷誠治が、記者会見で子どもはせめて 10mSv にすべきだと異議をとなえるにいたった背景には、医学博士久住静代のこの「100mSv 安全論」があったのだ。そういえば長崎大学

教授の医師山下俊一も、福島県の「放射線健康リスク管理アドバイザー」としての講演や雑誌・ラジオの取材の際、「100mSv 安全論」を吹聴し「安全安心」を宣伝していた（本紙第 1030 号）。しかし、久住の職務上の地位と国家政策上の影響力は、山下のそれとはくらべものにならない。経済産業・文部科学・国土交通の 3 規制官庁の上位に君臨する原子力安全委員会において、5 人の委員のうち唯一の医師である者が「100mSv 安全論」を吹聴していることの弊害はさきめて大きい。

医師が、私人としてどのような説を信奉し提唱するのも自由ではある。しかし、原子力安全委員の委員が、一般公衆について 1mSv/ 年とする現行法の規定を根底から否認し、その百倍の放射線被曝を容認する学説(?) を公言することは許されない。国内法における規制値の根拠となっている ICRP の基本的立場である放射線被曝の確率的影响を否定し、ICRP が勧告する規制値の百倍の放射線被曝さえ無害と主張し、幼児・児童・生徒について現行法の規定の 20 倍の放射線被曝を正当化するの、わが国の法秩序を根底から掘り崩す違法行為である。これは犯罪に他ならない。

久住静代は以前、ICRP についてつぎのように述べた（<http://ci.nii.ac.jp/nrid/9000005041594>）。

ICRP は、1950 年の発足以来、医療関係者や原子力業務従事者等の職業被ばくだけでなく、一般公衆の被ばくに対する放射線障害の防止のために、多大な貢献をされてきました。[……] ICRP 勧告は、従来から、各国によって広く受け入れられており、我が国もまた、当初より、ICRP の諸勧告を尊重し、国内法令の整備に際しては、Pub. 1 をはじめとする勧告の導入を積極的にはかってまいりました。

久住静代は山下俊一と同じく、3 月 11 日以降、突然、公衆の被曝限

度を年間 1mSv とする国内法を無視し、ICRP 勧告を根本から否定する「100mSv 安全論者」としての活動を開始したのだ。

#### 「基準値 20mSv」の全国展開

この通達による幼児・児童・生徒に関する年間被曝限度の 1mSv から 20mSv への引き上げは、福島県内の保育園・幼稚園・小中高校に限られる（ただし違法で無効）。それは、通達の標題（「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」）、および宛名（福島県・福島県教育委員会他）からもあきらかである。通達は、文部科学省が福島県内の学校に関して、その設置者等に対し通知したものである。福島県と福島県教育委員会を除く、それ以外の都道府県・市町村や都道府県教育委員会・市町村教育委員会はこの通達の名宛人ではない。ところが、関東一円の地方行政当局・地方教育委員会当局の多くが、「年間 20mSv」は幼児・児童・生徒を含むすべての日本国民の放射線被曝許容値であると勝手にみなして広報活動をおこなっている。

衆議院議員で国土交通政務官の小泉俊明は、5 月 6 日、取手市・守谷市など茨城県南 9 市町村の各所において大気中の放射線量を測定したところ、予想外の高い数値を示したため、5 月 9 日、9 市町村の公立小中学校長と PTA 会長にファクシミリを送信して測定結果を報告し、あわせてマスク着用など児童・生徒の被曝抑制策を取るようよびかけた。

取手・守谷を含む、茨城県南部・西部においては、3 月 11 日以降、福島第一原子力発電所の緊急事態を受けた国・茨城県による大気中や地表面の放射線量測定は、一切おこなわれていなかった。そうであれば市町村としての独自のとりくみが要請されていたといえる。しかしこれら市町村当局もまた、この間一切の対策を立てず、座視していた。

小泉俊明のファクシミリについて

知らせを受けた取手市長藤井信吾は、守谷市長会田真一らと打ち合わせたうえで、5 月 12 日にみずから東京に向いて国土交通大臣大畠章宏と国土交通政務官小泉俊明あての質問状を提出した。質問状は、形式上は「見解をお示しくださるようお願い」し、「よろしくご教示のほどお願い」するものだが、その内容は「大変お忙しい中、政務官自ら調査していただき誠にありがとう」と揶揄したうえで、肝心の測定結果については、「年間の被曝総量は約 2.6 ミリシーベルト」に過ぎず、「原子力安全委員会の示している年間 20 ミリシーベルトに対する上記測定結果の見解について、お示しいただきたい」と、勝ち誇ったように反問した。さらに「マスクに関しては、原因者である東京電力(株) 又は国が支給すべきと考えますが、政府として、そのような対策を検討されておられるのか」とひねくれた質問を投げかけた。

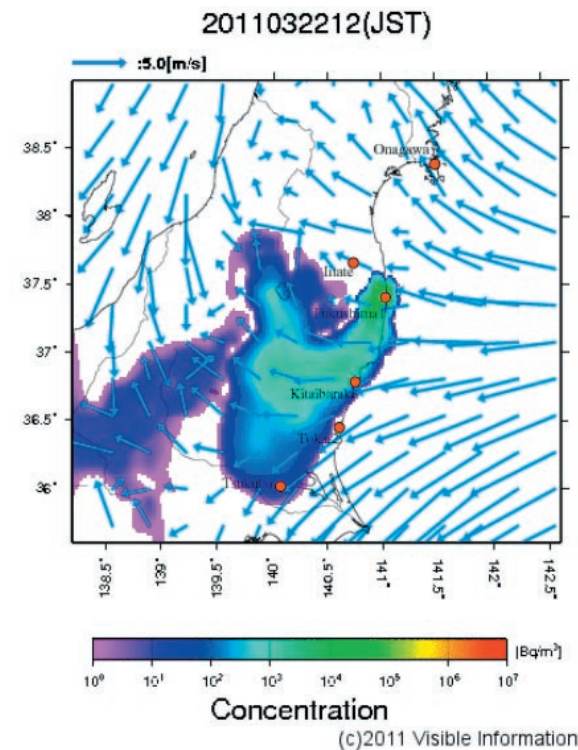
政務官としての立場との齟齬につけ込まれた小泉は、同日夜 8 時過ぎ、取手市役所等に「結果として混乱を招き、ご迷惑をおかけした」とするファクシミリを送信した。

#### 学校内における放射線量測定結果

ところが事態はおもわぬ方向に進展した。藤井信吾が東京まで出向いて質問書を提出した 5 月 12 日、茨城県がはじめて県南・県西地域の放射線量の測定を実施したところ、あろうことか取手市と守谷市（原発から約 190km）が、県内でもっとも高い放射線量を示したのだ。福島県境の北茨城市（原発から約 70km）よりも高い値だった。地方政治家たちによる異様な国会議員いびりと、深刻な測定結果、ふたつの記事が翌 13 日の同じ新聞紙面に並んだ。

さらに同じ 13 日に、取手市が市内の保育園・幼稚園・私立小中学校における放射線量の測定を実施した。藤井信吾が責任を自覚してみずから測定に乗り出したわけではな

2011-03-22 11時 < 2011-03-22 12時 > 2011-03-22 13時



関東地方に大量の放射性物質が降下したのは、3 月 15-16 日 と、21-23 日がピークだった。www.vic.jp で、1 時間ごとの解析結果を閲覧できる。左図は、3 月 22 日正午の飛散降下状況。

このあと東京や本県で水道水の著しい汚染がおきた。

い。たまたま 3 月 11 日の震災以前に、財団法人日本科学技術振興財団に申し込んでいた簡易測定器（「はかる君」）が 5 月 12 日に貸与されたのだ。同財団は、文部科学省の委託をうけて、原子力発電を推進する目的で、放射線に対する「親近感」を醸成するために貸し出し事業をおこなっている。しかし、自然放射線をはかって、小中学生に親しみをもってもらどころの話ではなくなった。あちこち測定されたら大変なことになる。どうやら、各学校では児童生徒には測定器に触れさせず、教員だけが放射線量値を見たようだ。

測定結果は、平均的に前日の茨城県の測定と同様の高い数値を示したのだが、高井小学校 0.417  $\mu$  Sv/時間、取手第二中学校 0.386  $\mu$  Sv/時間、白山保育所 0.368  $\mu$  Sv/時間など、さらに高い数値が観測された。0.417  $\mu$  Sv/ 時間を 8760 倍（24 時間  $\times$  365 日）すると、3.65mSv/ 年に達する。文部科学省

流のおかしな計算（学校で 8 時間、線量 40% の屋内で 16 時間過ごすとして）でも 2.19mSv/year になる。これを、4 月 5 日から 7 日にかけて測定された福島県内 1600 校あまりのデータ（[www.pref.fukushima.jp/j/schoolmonitamatomeme.pdf](http://www.pref.fukushima.jp/j/schoolmonitamatomeme.pdf)）とつぎあわせると、上から 4 分の 3 ほどに相当する。（なお、取手市は、市内の県立高校、私立中学校・高校、国立大学を測定対象から除外した。）

ただちに対策を講じなければならない数値が出ているのだが、取手市教育委員会は、「すべての学校が国の定める暫定的な基準値 3.8 マイクロシーベルト／時間の範囲以内でした」と文書で保護者に通知し、ウェブサイトで告知している（[www.city.toride.ibaraki.jp/index.cfm/8,6362,13,98,html](http://www.city.toride.ibaraki.jp/index.cfm/8,6362,13,98,html)）。

違法な文科省通達が、環境汚染を正当化してそれを放置し、幼児・児童・生徒の放射線内部被曝を昂進させる口実になっているのだ。■